明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年八月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月十五日

東京都品川区戸越四丁目一一番一八号

株式会社長津製作所

代表取締役　牧野　俊清

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月十五日

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二四九番地

鶴ヶ島自動車株式会社

代表取締役　清水　智義

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社システム・ファインと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月十五日

東京都品川区西五反田八丁目三番一三号

株式会社ＰＦＳ

代表取締役　眞水　忠則

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中田康一が退任することに対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月十五日

大韓民国ソウル市衿川区加山洞六九二

東京都港区海岸一―一―二〇一二

株式会社ＨＡＮＪＩＮ　Ｐ＆Ｃ

日本における代表者　中田　康一

限定承認公告

本籍神奈川県厚木市飯山三四一四番地一、最後の住所神奈川県厚木市飯山三四一四―一

被相続人　亡　遠藤　勝男

右被相続人は平成二十四年十二月八日死亡し、その相続人は平成二十五年八月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月十五日

群馬県利根郡みなかみ町湯桧曽四―一

限定承認者　遠藤　静代

横浜市中区不老町一―六―九第一ＨＢビル七階

限定承認者代理人弁護士　植田　薫

正　誤

平成二十五年三月三十日（号外特第六号）公布

法律第三号地方税法の一部を改正する法律中、第一条（地方税法の一部改正）中の附則第十五条第三十八項の追加規定及び附則第一条第七号中「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月五日港湾法の一部を改正する法律の公布により「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）」と、附則第一条第六号中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年五月十日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）」と、附則第一条第八号中「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年五月二十九日建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布により「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）」と、附則第一条第九号中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月二十一日不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の公布により「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）」となった。

同日（同号外）公布法律第五号所得税法等の一部を改正する法律中、第八条（租税特別措置法の一部改正）中の第八十三条の三の追加規定及び附則第一条第九号中「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月二十一日不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の公布により「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）」と、附則第一条第八号中「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月十九日金融商品取引法等の一部を改正する法律の公布により「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）」と、附則第一条第十号中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年五月十日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百七号地方税法施行令の一部を改正する政令附則第一条第二号中「港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百十二号法人税法施行令の一部を改正する政令附則第八条第四項及び附則第十二条第四項中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年五月十日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百十四号租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一条第四号中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年五月十日福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の公布により「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）」となった。

同日（同号外）公布政令第百十六号東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第一項中「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月二十一日不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の公布により「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）」となった。

同年六月十九日（号外第百二十八号）公布法律第四十五号金融商品取引法等の一部を改正する法律中、第一条（金融商品取引法の一部改正）中の附則第三条の二の追加規定及び附則第三十五条中「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）」は、平成二十五年六月二十六日公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布により「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）」となった。

内閣官房官報報告主任

◉号外　八月十五日付第一七八号四月二十日付衆会第三四号一

○ページ●同日付政府調達第一五三号一六ページ●六六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）